

ベトナム駐在員の一部手当に対する税務メリットと留意点

2024/08/19
I-GLOCAL CO., LTD.
米国公認会計士 渡 柚輝

大手企業がベトナムに駐在員を派遣する場合、日本と比較しベトナムの個人所得税率は高く、かつ課税所得対象も広いことから、手取り給与額(ネット給与)を保証し増加した所得税額を会社が負担するケースが少なくない。また、ネット給与保証に加え、家賃や学費など多様な手当を付与しているケースもよく見られる。しかし多くの手当は所得税の課税対象となり、企業の負担する駐在員の所得税の増加に繋がるため、可能な限り非課税とすることが理想である。ベトナムでは一部の手当は所得税が非課税、もしくは一定の上限が定められているが、実際にはそのような税務メリットを享受できていない、または税務調査で指摘されてしまうことがよくある。本社からの任命書や現地法人との労働契約書に適切な記載がされてない、または支給方法が適切でないことが主な原因である。

本稿では、金額が大きく重要性の高い手当について、実際の税務調査事例をもとに、適切な対応について解説する。

1 税務調査でよく指摘される事例と対応策

まずは税務調査で日系企業が頻繁に指摘されている事例を挙げ、どのような手当が焦点となっているかを確認する。

1.1 子女の学費および住宅手当を正しく申告していないケース

子女の学費および住宅手当は直接会社からサービス提供者(学校や物件オーナー)に支払われている場合に税務メリットを享受することができる。一方で、一部の日系企業は手当を現金で支給してしまっている。

また住宅手当は全額非課税とできず、「実際に会社が負担した住宅手当」と「住宅手当を除く総所得の15%」のいずれか少ない金額を課税所得に含めることは認められているが、全額非課税として税務申告をしているケースも見受けられる。

子女の学費や住宅手当は金額が大きく、税務調査で指摘されると追徴課税も高額になってしまうため、特に留意が必要である。



I-GLOCAL
incubate the next

1.2 適切な証憑を取得していないケース

各種手当の税務メリットを享受するためには VAT インボイスが必要となるケースが多い。しかし、VAT インボイスの取得を怠っている、また取得していても、宛先が会社名ではなく駐在員の個人名となっている等、内容に不備があるケースが散見される。

税務調査時の VAT インボイス不備による追徴課税リスクを回避するため、社内におけるインボイス取り扱いルールの運用を徹底する必要がある。

1.3 課税所得となる手当を非課税として申告しているケース

課税所得となる手当を非課税として申告し、税務調査で指摘されるケースも多い。特に留意すべき手当は以下の通りである。

- ・ 風邪などの軽度な病気に対する医療費（重度な場合は非課税となる場合もある）
- ・ 年 2 回目以降または帰任時の航空券代（赴任時または年 1 回は非課税）
- ・ 記名式のゴルフ会員権の減価償却費や年会費
- ・ ゴルフのプレー代
- ・ VAT インボイスの宛先が個人名のその他スポーツ関連費用
- ・ 駐在員のみを対象とした健康診断費用や個人所得税申告代行サービス料
- ・ 学費以外の学校への支払い（入学金やバス代等）



I-GLOCAL
incubate the next

2 税務メリットを享受できる主な手当

税務メリットを享受できる各種手当とその条件は以下の通りである。

全額非課税となる手当					
手当	条件 1	条件 2	条件 3	条件 4	留意事項
駐在員の 子女の学費	以下のいずれかに明記 ・任命書 ・労働契約書等	会社がサービス 提供者に直接 支払い	会社名を 宛名とした VAT インボイス	—	学費以外の各種学校 費用(入学金、給食費、 バス代等)は課税対象
車両手当				会社が保有、または リース契約する車両で ある	通勤に伴う車両代・ 運転手人件費等を現金 支給する場合、および 家族の使用分の費用は 課税対象
・医療費 (社員及びその 家族の生命を脅 かす病気に係る 治療費のみ) ・語学訓練費用 ・労働許可書 およびその関連 費用				—	語学訓練費用は、税務 調査で課税されてしまう ケースもある
個人所得税申告 サービスの 手数料				社員全員が対象	駐在員のみが対象で あれば課税
健康診断費用				社員全員が対象 または WP 取得を 目的とした場合	駐在員のみを対象と した場合、課税対象
医療保険料				—	費用を現金支給した 場合、および駐在員の 家族の保険料は課税 対象
ゴルフ会員権 および年会費				無記名の会員権であ る(記名式は課税)	ゴルフのプレーフィーは どのような場合も 課税対象



I-GLOCAL
incubate the next

娯楽費 ・テニス ・スポーツ クラブ ・マッサージ			会社名または 不特定多数の 従業員を宛名 とした VAT インボイス	—	—
赴任時の 引越費用 (荷物運搬費用 や駐在員の家族 の交通費等を 含む)		一括で支払って いれば全額。複 数回に分かれて いれば初回分。	—	—	帰任時の引越費用は 課税対象(ベトナムへ 納税義務がある年の 翌年に支給すれば課税 対象外)

一定の上限を超えた金額は非課税となる手当

手当	前提条件	課税対象額	留意事項
住宅手当 (光熱費含む)	以下のいずれかに明記 ・任命書 ・労働契約書等 かつ 会社が物件オーナーに直接支払い かつ 会社名を宛名とした VAT インボイス	以下のいずれかの低い金額 ・会社が負担する住宅費(家賃、水道光熱費、その他関連サービス費用を含む) ・住宅手当を除く総所得の 15%	—

一定の上限まで非課税となる手当

手当	条件	非課税上限額	留意事項	
一時帰国費用	以下のいずれかに明記されている ・任命書 ・労働契約書等 かつ 会社名を宛名とした VAT インボイス	年 1 回の往復航空券	2 回目以降の帰国費用は課税対象	
出張手当	社内規定等で定められている	社内規定等で定められた金額	—	
昼食手当	以下のいずれかに 明記されている ・任命書 ・労働契約書 ・社内規定等	社員食堂等で昼食を提供する	支出された費用全額	—
		本人に直接支給	730,000VND/月	—



I-GLOCAL
incubate the next

3 税務調査で指摘された場合の罰則

税務調査で個人所得税の申告漏れが発覚した場合、以下の罰則が発生する。

申告漏れの (重)加算税	滞納税額の 20% (重加算税の場合、最大で滞納税額 x 3)
延滞税	0.03% x 遅滞日数 x 滞納税額
行政処分	最大 2 億 VND (120 万円相当)

悪質と判断された場合、重加算税を課されてしまう。一例として、駐在員の日本給与の未申告があげられるため留意が必要である。また、上記の罰則は損金不算入である。

駐在員の手当ての多くは所得税が非課税、または一部のみ課税となっているが、上述の通り、駐在員を派遣する際の任命書や労働契約書の記載内容および支給方法によって、その税務メリットを正しく享受できていないことが少なくない。ベトナム税務当局が厳格に調査してきているポイントでもあることから、後に多額の追徴課税が生じてしまうことも起きている。法令や調査実務が頻繁に変わる分野でもあるため、適切な専門家等に確認しながら十分な対策を取ることを推奨したい。

【問い合わせ先】 I-GLOCAL CO., LTD.

担当: 渡 柚輝 yuzuki.watari@i-global.com

ホーチミンオフィス +84-28-3827-8096 ハノイオフィス +84-24-2220-0334